

日英包括的経済連携協定の税率適用に係るNACCSへの 原産地証明書識別コード等の入力方法

令和2年12月

1.日英包括的経済連携協定（以下、日英協定）発効に伴う原産地証明書識別コードの追加について

- ・日英協定税率を適用するため、原産地証明書識別の先頭2桁：原産地（申告）種別に新たなコードを追加する。
- ・日英協定で使用する原産地証明書識別の組合せは、下表**赤字**の組合せとなる。

原産地証明書識別の体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
GB	日英包括的経済連携協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	E P A	1	E P A 関税割当品目で、E P A 関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A 関割証明書及びC O等を提出】
		A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		2	E P A 関税割当品目でE P A 関割証明書があり、少額扱い貨物【E P A 関割証明書提出、C O等提出なし】
		P	製造者による原産品申告書		3	E P A 関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A 関割証明書提出、C O等提出なし】
		Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		4	E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】
		E	輸出者による原産品申告書		5	少額扱い貨物【C O等提出なし】
		F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）		6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】
		I	輸入者による原産品申告書		7	E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
		O	原産地証明書等の提出が不要な場合			

日英協定の概要

※ 日英協定における英国の地理的適用範囲はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（GB）の他に、チャンネル諸島（GB）、マン島（GB）が含まれる。

2. 申告時の登録方法について

◎ 通常の日英協定税率を適用する場合

通常の日英協定税率を適用する場合は

原産地* : 貿易統計上の原産地コード

原産地証明書識別 : GB+〇〇 ※ 下2桁は前記1. を参照のこと。

を入力することで、日英協定税率を適用できる。

【入力例】

< I D A 事項登録結果 >

IDA 輸入申告入力控

<01 欄>	統合先欄	<input type="checkbox"/>	品目番号	0709.99-100	4	価格再確認	<input type="checkbox"/>	
品名	SWEET CORN, FRESH OR CHILLED		数量(1)	500	KG			
税表番号	0709.99-1		数量(2)					
申告価格(C I F)	¥1,000,000		課税標準数量					
関税率	B	1.5%	原産地*	GB	-	U KING	-	GB14
関税額	¥15,000							

日英協定税率が適用される。

「原産地*」欄に貿易統計の原産地コード、
原産地証明書識別に「GB〇〇」を入力する。

※TPP11協定や日EU・EPAと同様に日英協定の品目別原産地規則の要件を満たす場合、英国以外を原産地とする物品であっても、日英協定税率が適用されることから「原産地*」欄はすべての国コードを入力可能とする。

※ 入力例中の品番、税率、原産地証明書識別等は仮のものである。

◎ 日英協定の新制度を利用する場合の入力方法

日英協定における新制度である「特定の原産品についての関税上の特恵待遇の適用」を受けるためにはBP承認が必要となることから、新規にコードを用意する。

①BP申請事由コード

3 K : 日英特恵輸入証明書の提出を予定している

3 L : 日英特恵輸入証明書の提出を予定している、かつ、日英協定に基づく原産品申告書の提出が遅れる

②輸入承認書等識別コード

P I C N : 日英特恵輸入証明書番号

③書類区分コード

P I : 日英特恵輸入証明書

(日英特恵輸入証明書は写しでの提出が可能)

※日英特恵輸入証明書の提出は、B P 承認通知の右下にある「輸入許可までの見込み」欄に出力可能な「99」日を超える場合も想定されることから、便宜的に当該欄には一律「99」日が出力される。

また、「輸入申告等照会」業務（業務コード：I I D）で当該B P 承認を受けた申請を照会した場合も同様である。

2. 申告時の登録方法について

【入力例】

(B P承認申請時)

< I D A 事項登録 >

IDA 輸入申告事項登録 (共通部)

共通部 繰返部

申告番号
大額/少額* 申告等種別* 申告先種別 貨物識別 識別符号
あて先官署 あて先部門 申告等予定年月日

他法令 共通管理番号 食品 他防 勤復

輸入承認証等1 「P I C N」を入力

B P R 係数合計

納期限延長 B P 申請事由 納付方法 口座番号 担保番号

「3 K」もしくは「3 L」を入力

「G B O O」を入力

IDA 輸入申告事項登録 (欄部)

< 01 欄 > 品目番号* 品名 原産地* -
数量1 - 数量2 - 輸入令別表 蔵置種別等

2. 申告時の登録方法について

【入力例】

(I B P 時)

日英協定に基づく期限までに日英特惠輸入証明書の提出がある場合

< M S X 登録 >

M S X 申告添付登録

添付ファイル

ファイル名	サイズ	区分
GB-Shomei sho. PDF	100kb	PI

入力項目ガイド

区分に「P I」を入力

< I D D → I D A 0 1 登録 >

IDA01 輸入申告変更事項登録 (欄部)

< 01 欄 > 品目番号* 品名 原産地* -

数量1 - 数量2 - 輸入令別表 蔵置種別等

BP承認時の入力値から変更しないで送信する。

日英特惠輸入証明書の提出がない場合

< I D D → I D A 0 1 登録 >

IDA01 輸入申告変更事項登録 (欄部)

< 01 欄 > 品目番号* 品名 原産地* -

数量1 - 数量2 - 輸入令別表 蔵置種別等

「G B O O」から「W K O R」に変更する。